



## 人事労務のよもやま話 #4

**Q.最低賃金が上がるって本当ですか？**

**A.今年の最低賃金は28円上がり、1040円になります。**

最低賃金とは、労働者に支払わなければならない、賃金の最低額を定めたものです。一般に賃金は労使双方の合意で決まりますが、最低賃金を下回することは禁じられています。今年の最低賃金は過去最大の上げ幅となる28円の改定となり、神奈川県は1040円となることが決定しました。最低賃金は国の方針として全国加重平均額が1000円になるまでは今後も毎年大幅に上げていくことが予定されています。

**■最低賃金は都道府県で決まります。**

最低賃金は都道府県単位で決められています。本年10月からは東京都は1041円、神奈川県は1040円となります。全国で一番低い県では820円となっており、全国加重平均は930円となっています。

対象となる都道府県とは、働く場所で決まります。例えば本社が神奈川県にあり、店舗が静岡県にある場合には、静岡県の最低賃金が適用されます。派遣労働者の場合には、派遣元の会社がある場所の最低賃金ではなく、派遣先のある都道府県の最低賃金が適用となります。また特定最低賃金といって都道府県単位で特定の業種について別に最低賃金が決められている場合があります。都道府県単位の最低賃金と特定業種の最低賃金の両方が対象となる場合には、高いほうが対象となります。神奈川県の場合にはすべての業種で1040円が最低賃金です。

**■高齢者は最低賃金を下回る賃金で雇っても良いの？**

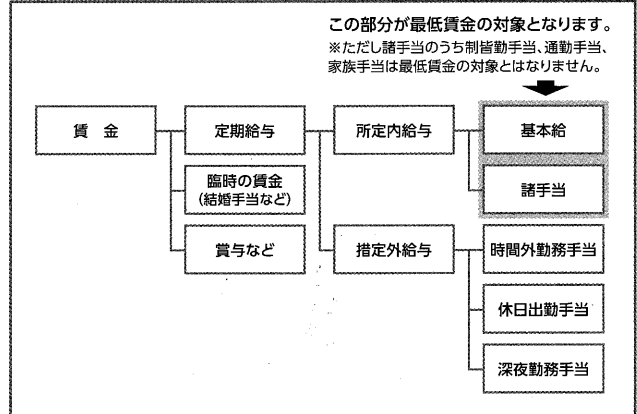
最低賃金は、正社員、パート、アルバイト、嘱託、派遣、技能実習生といった雇用形態に関係なく、すべての労働者に適用されるものです。また年齢によって最低賃金を下回ることも許されてはおりません。なお、以下の労働者を対象として都道府県労働局長の許可を受けた場合には最低賃金の減額の特例を受けることが出来るとされています。

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ②試の使用期間中の方
- ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- ④軽易な業務に従事する方
- ⑤断続的労働に従事する方

私も業務として許可申請を手掛けたことがありますが、かなり条件が難しかったとだけ申し上げます。

**■最低賃金の対象となる賃金と計算方法**

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる賃金です。賞与や結婚祝い金などは対象とはなりません。また残業代や通勤手当、家族手当、制皆勤手当といった手当も対象とはなりません。意外と対象となる賃金は少ないのです。



最低賃金を計算するには、賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。

- 時間給 $\geq$ 最低賃金額(1040円)
- 日給 $\div$ 一日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(1040円)
- 月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額1040円)

**■いつから1040円になるの？**

最低賃金の改定日は都道府県単位で決まり、神奈川県は最低賃金は10月1日から改定になります。去年の例では一番遅い県で10月8日からということもありました。

毎月15日が賃金計算期間の締め日という場合で、10月1日に最低賃金が改定された場合はどうすれば良いでしょうか？ 次の賃金計算期間からとして、10月16日からの労働を対象に賃金改定することは間違いで最低賃金違反になります。この場合は賃金計算期間の途中で改定される前の9月16日からの労働を対象とする方法と、日割りで9月30日までは昨年度の最低賃金、10月1日から15日までは改定された最低賃金で計算を行うことになります。

**■最低賃金を下回るとどうなるか**

最低賃金を下回る場合には、使用者(雇用主)は労働者(従業員)に対して、その差額を支払わなければなりません。また最低賃金法違反は労働基準監督署の摘発対象となります。悪質と判断された場合には罰金刑となるだけでなく、厚生労働省のHPにブラック企業と公表されますのでご注意ください。

**Profile**

荒木 康之(アラキ・ヤスユキ)

上智大学経済学部卒業。小売業と外食業の経営に長くたずさわる。平成17年に横浜市中区に(株)ヒューマンリソースみらいを設立。社会保険労務士事務所みらいを併設。

人のつながりを大切にしながら、経営者も、従業員も、一人一人が生き生きとした人生を送ることが出来るよう、「人と組織と社会のみらい」に貢献することを生き甲斐とする。全国の法人会、商工会議所、経済団体等において多数の講演実績があり、横浜中法人会で利用できるインターネットセミナーにも出演している。

著書「Q&A職場の労務トラブル対処法」セルバ出版令和2年3月刊